

## 1. 職員用（総合職・一般職）

### （1）給与における手当支給

区分	判断基準	月額
A	社会福祉事業を行う施設等で10年以上の経験もしくは当法人における勤務年数が8年以上に該当し、別表6の3級以上の職員	総合職 8,000円 一般職 5,000円
B	次の資格等を有する職員 介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士・作業療法士・理学療法士・言語療法士・臨床心理士・公認心理師・保育士・教員免許・児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者  次の経験を有する職員 社会福祉事業を行う施設等で10年以上の経験もしくは当法人における勤務年数が8年以上	総合職 5,000円 一般職 3,000円
C	上記に該当しない職員	総合職 3,000円 一般職 1,000円

### （2）賞与における加算

#### 総合職

	基本	特別処遇改善	合計
6月	1.5		1.5
12月	1.5	0.2	1.7
合計	3.0	0.2	3.2

#### 一般職

	基本	特別処遇改善	合計
6月	1.3		1.3
12月	1.3	0.2	1.5
合計	2.6	0.2	2.8

## 2. パート職員用

### (1) 給与における手当支給

区分	判断基準	1時間当たりの金額
A	社会福祉事業を行う施設等で15年以上の経験もしくは当法人における勤務年数が8年以上に該当し、総合職並びに一般職と同等の勤務を行う職員	夜間を伴う勤務あり 47円 それ以外 29円
B	次の資格等を有する職員 介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士・作業療法士・理学療法士・言語療法士・臨床心理士・公認心理師・保育士・教員免許・児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者  次の経験を有する職員 社会福祉事業を行う施設等で10年以上の経験もしくは当法人における勤務年数が8年以上もしくは総合職並びに一般職と同等の勤務を行う職員	夜間を伴う勤務あり 29円 それ以外 18円
C	上記に該当しない職員	夜間を伴う勤務あり 18円 それ以外 6円

(2) 賞与における加算

総合職及び一般職の業務内容と同等の業務を行う職員

	基本	特別処遇改善	合計
6月	1.0		1.0
12月	1.0	0.2	1.2
合計	2.0	0.2	2.2

その他の職員

	基本	特別処遇改善	合計
6月	0.8		0.8
12月	0.8	0.2	1.0
合計	1.6	0.2	1.8